

第一種フロン類充填回収業者登録の変更届出について

次の事項を変更した場合は、変更のあった日から 30 日以内に下記の様式による変更届出が必要です。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ その業務に係る第一種特定製品の種類等並びに充填又は回収しようとするフロン類の種類
- ・ フロン類の充填及び回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

※ 軽微な変更（変更届不要）について

回収設備の能力又は数の変更であって、第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の変更を伴わない場合、変更届出は不要です。

1 第一種フロン類充填回収業者変更届出書（様式第2）

2 添付書類

(1) 「氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名」を変更した場合

ア 個人の場合は、(ア) 又は (イ) の方法で本人を確認します。

(ア) 住民票の写しを提出する方法

提出された住民票の写しで本人を確認します。

※1 住民票の写しは発行日より3ヶ月以内で申請者の氏名及び現住所がわかるもの。

※2 住民票の写しは個人番号（マイナンバー）、本籍、続柄の記載のないもの。（個人番号（マイナンバー）の記載のある住民票の写しは受け取ることができません。）

(イ) 住民票の写しを提出しない方法

県が住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用し、本人を確認します。ただし、住基ネットの利用を望まない場合は住民票の写しを提出してください。また、住基ネットで本人確認情報の利用ができない場合は、住民票の写しを後日提出していただくことになります。

イ 法人の場合は、登記事項証明書

ウ 氏名又は法人の場合の代表者が変更になった場合は、誓約書

(2) 「事業所の名称及び所在地」を変更した場合

ア 個人の場合は、添付書類は不要です。

イ 法人で支店登記のされていない事業所の場合は、添付書類は不要です。支店登記されている事業所の場合は、登記事項証明書を添付してください。

(3) 「その業務に係る第一種特定製品の種類等並びに充填又は回収しようとするフロン類の種類」を変更した場合

同時に (4) の事項を変更する場合は、(4) に記載する書類を添付してください。

(4) 「フロン類の充填及び回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力」を変更した場合

ア フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類

(ア) 自ら所有している場合

購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のいずれかの写し

※上記書類を提出することができない場合は、所有しているフロン類回収設備の写真（メーカー・型式がわかるもの）を添付した申立書を提出してください。

(イ) 自ら所有権を有していない場合

借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し

イ フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

次の項目についての取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

(ア) フロン類回収設備の種類

① CFC 用 ②HCFC 用 ③HFC 用 ④CFC・HCFC 兼用

⑤CFC・HFC 兼用 ⑥HCFC・HFC 兼用 ⑦CFC・HCFC・HFC 兼用のいずれか

(イ) フロン類回収設備の能力

① 200 g/min 未満 ②200 g/min 以上 のいずれか

(5) 「フロン類回収設備の数」の変更であって、(3) 及び (4) の変更を伴う場合

(4) との関連において対応する (4) の書類を添付してください。

3 提出先及び提出部数

(1) 和歌山市内又は和歌山県外に住所（法人の場合は「登記事項証明書の本店の所在地」、個人の場合は「住民票の住所」）がある事業者の方は、県環境管理課へ1部提出してください。

(2) その他の地域の事業者の方は、管轄する県保健所へ2部提出してください。